# 国立大学法人島根大学学長選考会議(第4回) <議事要録>

日 時 : 令和2年3月11日(水) 15:45~17:23

場 所 : 松江キャンパス 本部棟3階 特別会議室

出席者 : 井藤議長(生物資源科学部長),有澤委員,秦委員,大谷委員,谷口委員,大矢委員,

田中委員(法文学部長),加藤委員(教育学部長),村瀬委員(人間科学部長),

鬼形委員(医学部長),廣光委員(総合理工学部長)

欠席者 : 有川委員

陪席者 : 千家監事,藤田理事,吉田理事,総務部長,総務課長,総務課課長補佐

冒頭、井藤議長から、有川委員の欠席に関し、有澤委員を代理人とする委任状が提出されている との報告があった。

また、井藤議長から、前回の議事要録について説明があり、審議の結果、原案どおりとなった。 加えて、前回の学長の業務執行状況の確認に係る質疑が不十分であったとの指摘があったため、 今回追加のヒアリングを実施した上で確認結果を作成したいとの説明があり、追加のヒアリング を実施することとなった。

### 議題

### 1. 学長の業務執行状況の確認について

井藤議長から、前回に引き続き、学長のヒアリングを実施したいとの説明があり、各委員との間で次の項目に関する質疑応答があった。

- ・ 学術研究院会議の役割と人事の進め方について
- 統合後の医学部に対する考え方について
- 各種会議における合意形成について
- 働き方改革への対応について

井藤議長から,前回と今回のヒアリング結果を踏まえ,学長の業務執行状況の確認に係る公 表内容の原案について説明があり、審議の結果、原案どおり議決した。

## 2. 国立大学法人島根大学長選考等規則の解釈について

井藤議長から、平成29年4月12日に一部改正した学長選考等規則の解釈について、学内構成員からの質問を受けて疑義が生じているとの説明があり、資料に基づき、その具体的な部分と改正当時の経緯について確認した。

### 【疑義の概要】

現学長は平成27年4月に就任し、現在は2期目の2年目にあたり、令和3年3月に2期目の任期が満了する。(2期6年が経過する。)

よって、現学長の任期満了に伴う次の選考は、第12条第2項の規定から意向調査を含む選考となるのではないか。

## 【改正当時の経緯】

改正前の規則では、学長が短期間で交代する可能性があり、長期的視野に立った大きな改革や、学外からの様々な要請に迅速に対応することは困難であった。

そのため、中期目標期間の6年間を見据えた大学運営のための任期のあり方等を検討し、 平成28年12月の学長選考会議において、今後の方向性について一定の合意を得た。 平成27年4月に就任した当時の学長は、3年後に意向調査を行うことを前提に選考されているため、附則にあるように次の選考では再任審査を適用していない。また、平成30年度から新たな任期の考え方を適用し、次回の意向調査からを1期目とする。

よって、現学長は1期目の途中であり、来年3月に1期3年の任期を満了することになる。

学外委員から、あらためて改正当時の考え方について発言があった。当時の委員であった現 委員からも同様の認識であるとの発言があり、規則改正の趣旨が確認された。

井藤議長から、改正の趣旨は理解するが、実際に現行規則だけをみると今が 1 期目であると 理解できないことも事実であるとの発言があり、どのように対応すべきか引き続き意見交換を 行った。

学外委員からは、規則の作りはどうであれ、当時の学長選考会議で議論され、合意されたことが優先されるべきであり、その考えが規則に正しく反映されていないのであれば、改正当時の趣旨を確認した上で規則を修正した方が良いとの意見があった。

一方、学内委員からは、改正の趣旨は理解するが、現行規則では現学長は今が2期目であるとしか読めない中で、当時の趣旨を押し通すには無理があるのではないかとの意見があった。

千家監事から、この規則は学長選考会議を運営するための規則、つまり、学長選考会議が学長 選考をどのように行うかを定める規則であり、疑義があれば学長選考会議が決定することになっている。学長選考会議のメンバーが改正の趣旨に納得すれば、構成員が規則をどう解釈しようが問題ないとの発言があった。

また、藤田理事から、法律を専門とする者として、次の意見が述べられた。

規則の解釈が複数成立するのは法律家の常識であるが、大切なのは立法者意思である。今回は3年前の一部改正に携わった委員が複数残っており、改正趣旨も明確になった。立法者意思が一義的に確定したので、色々な解釈があるのでそれをどうしましょうかという議論にはならない。解釈変更が許されるのは立法時とその後の社会変動の中で解釈を替えざるを得ない合理性がある場合に限られ、それ以外は恣意的解釈として排除される。解釈を超えられない場合は規則を改正するしかない。

学外委員から、規則改正した3年前と学内情勢は変化しているのかとの質問があり、井藤議長から、改正趣旨を変更すべき特段の変化はないとの回答があった。

上記審議の結果、様々な解釈はあると理解した上で、当時の規則改正の趣旨が明らかになったことから、今は規則改正を行わず、学長選考会議として、その当時の改正の趣旨を踏まえ、現学長の次の任期満了時は再任審査により選考を行うことを学内構成員に説明し、理解を求めることとなった。

#### 報告事項

## 1. 学長選考に係る今後のスケジュールについて

井藤議長から、議題2で議論した結果を踏まえ、資料に基づき、次の学長選考に係る大まかなスケジュールについて報告があった。